

人吉市まちづくり推進会議設置要項新旧対照表

現行	改正後（案）
人吉市<u>復興</u>まちづくり推進会議設置要項 （設置） 第1条 人吉市<u>復興まちづくり計画（令和4年3月版）</u>等に基づく<u>復興</u>まちづくり事業の推進を図るため、地域の意見及び専門的見地を踏まえて意思決定を行う、人吉市<u>復興</u>まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。 （所管事務） 第2条 推進会議は、人吉市<u>復興まちづくり計画</u>に関し、人吉市<u>復興</u>まちづくりデザイン会議から提案される内容等について、様々な観点から意見を述べ、人吉市<u>復興まちづくり計画</u>の推進を図るための意思決定を行う。 附 則	人吉市____まちづくり推進会議設置要項 （設置） 第1条 人吉市<u>まちなかグランドデザイン推進アクションプラン（令和7年3月版）</u>等に基づく____まちづくり事業の推進を図るため、地域の意見及び専門的見地を踏まえて意思決定を行う、人吉市____まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。 （所管事務） 第2条 推進会議は、人吉市<u>まちなかグランドデザイン推進アクションプラン等</u>に関し、人吉市____まちづくりデザイン会議から提案される内容等について、様々な観点から意見を述べ、人吉市<u>まちなかグランドデザイン推進アクションプラン</u>の推進を図るための意思決定を行う。 附 則 <u>この要項は、令和7年3月31日から施行する。</u>

人吉市まちづくりデザイン会議設置要項新旧対照表

現行	改正後（案）
人吉市<u>復興</u>まちづくりデザイン会議設置要項 （設置） 第1条 人吉市<u>復興まちづくり計画（令和4年3月版）</u>等に基づく<u>復興</u>まちづくり事業の推進を図るため、具体的な実施方針をまとめ、人吉市<u>復興</u>まちづくり推進会議へ提案する、人吉市<u>復興</u>まちづくりデザイン会議(以下「デザイン会議」という。)を設置する。 （所管事務） 第2条 デザイン会議の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 官民が実施する取組のクオリティコントロールに関すること。 (2) 持続可能なエリアマネジメントに関すること。 (3) 人吉市まちなかグランドデザイン推進<u>方針(令和6年3月)</u>の進捗確認及び更新に関すること。 (4) その他人吉市<u>復興まちづくり計画</u>等に基づく<u>復興</u>まちづくり事業の具現化のため必要な事項に関すること。 (5) その他プランの具現化のため必要な事項に関すること。 （組織） 第3条 デザイン会議には、次の各号に掲げる者のうちから市長が認める者を置くものとする。 (1) 学識経験者 (2) 人吉市<u>復興まちづくり推進等</u>業務委託の受託事業者	人吉市____まちづくりデザイン会議設置要項 （設置） 第1条 人吉市<u>まちなかグランドデザイン推進アクションプラン（令和7年3月版）</u>等に基づく____まちづくり事業の推進を図るため、具体的な実施方針をまとめ、人吉市____まちづくり推進会議へ提案する、人吉市____まちづくりデザイン会議(以下「デザイン会議」という。)を設置する。 （所管事務） 第2条 デザイン会議の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 官民が実施する取組のクオリティコントロールに関すること。 (2) 持続可能なエリアマネジメントに関すること。 (3) 人吉市まちなかグランドデザイン推進<u>アクションプラン等</u>の進捗確認及び更新に関すること。 (4) その他人吉市<u>まちなかグランドデザイン推進アクションプラン</u>等に基づく____まちづくり事業の具現化のため必要な事項に関すること。 (5) その他プランの具現化のため必要な事項に関すること。 （組織） 第3条 デザイン会議には、次の各号に掲げる者のうちから市長が認める者を置くものとする。 (1) 学識経験者 (2) 人吉市<u>まちなか創生推進</u>業務委託の受託事業者

- (3) リノベーション、ランドスケープ、夜間照明、公民連携、交通、情報発信、観光、デジタル _____等の担当技術者又は専門家
 - (4) 金融その他事業の推進に必要な専門性を有する者
 - (5) 地域への強い想いと実行力を持つ者、主となる事業を実施する又は実施予定の事業者等
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 附 則
-

- (3) リノベーション、ランドスケープ、夜間照明、公民連携、交通、情報発信、観光、デジタル、建築等の担当技術者又は専門家
 - (4) 金融その他事業の推進に必要な専門性を有する者
 - (5) 地域への強い想いと実行力を持つ者、主となる事業を実施する又は実施予定の事業者等
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 附 則

この要項は、令和7年3月31日から施行する。